

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部環境課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	小型家電売払業務	
業 務 の 概 要	市内で回収した小型家電を買取り、資源化の上、残渣は適正に処分する業務（単価契約）	
契約金額	(1) 契約単価(税抜) 高品位 350円/kg コード・プラグ類 560円/kg 低品位 42円/kg (2) 売払予定金額12,381,600円(税込) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	吉良開発株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	分別収集した小型家電は、適正に再資源化し得る者に引き渡すことが求められていることから、県内の認定事業者のうち、有償で引き渡すことができる事業者から見積書を徴収し、選定した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境課です。